

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（同）…二

規則（教）

- 東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則……………四

規程（交）

- 東京都地下高速電車タッチ決済乗車取扱規程の一部を改正する規程……………四

公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………五
- ……………（主税局課税部課税指導課）…五

告示

●東京都告示第六百二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければなら

ない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年五月十二日

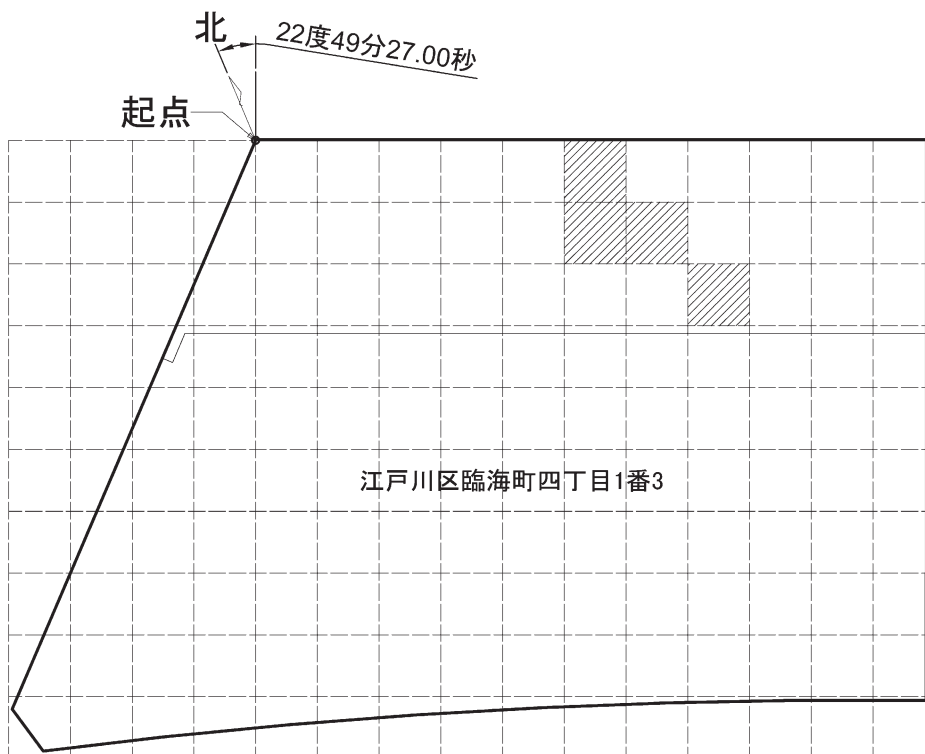
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区臨海町四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



【起点】

起点は、次の座標とする。 X座標: -39124.924 Y座標: 2358.327
座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(22度49分27.00秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域
(規則第58条第5項第12号に該当する区域)

●東京都告示第六百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千四百八十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年五月十二日

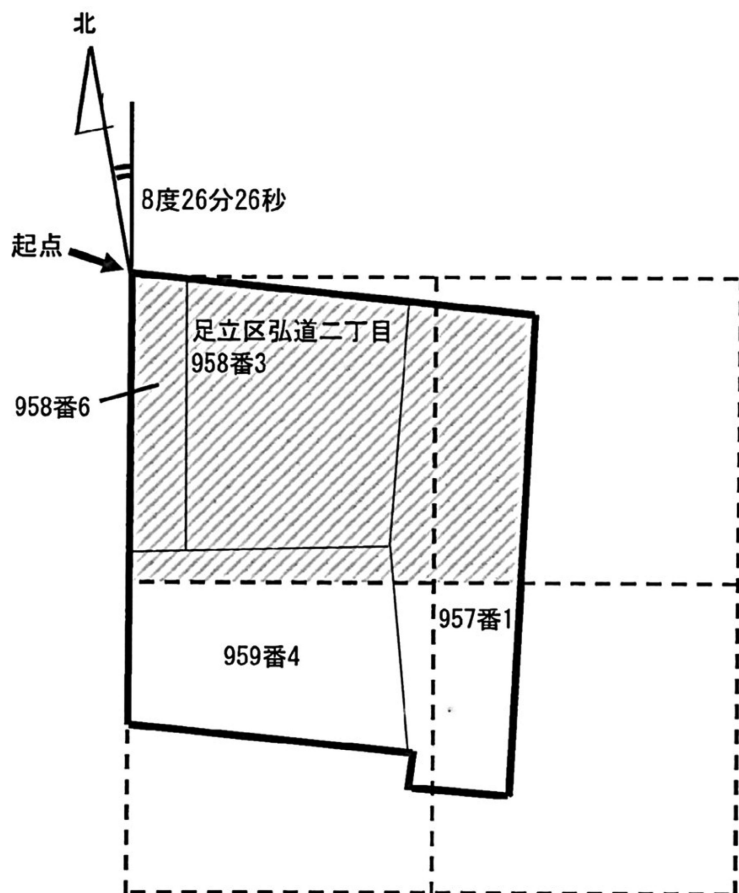
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区弘道二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画線
- 筆境界線
- 調査範囲
- /// 指定を解除する区域

【起点】

起点は、足立区弘道二丁目958番6の最北端とする。

【格子の回転角度】

8度26分26秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第二十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年五月十二日

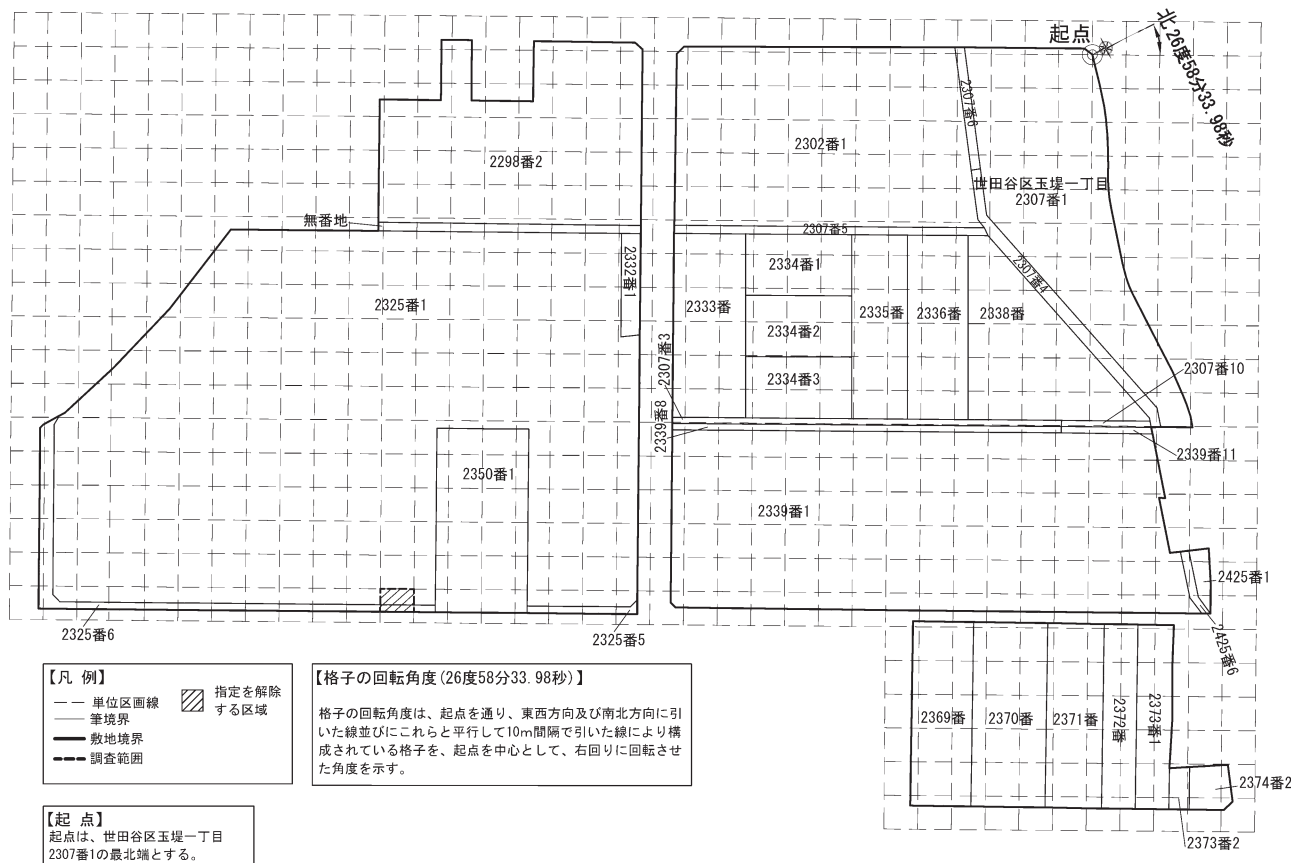
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（世田谷区玉堤一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



規則（教）

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年五月十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十五号

東京都教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会文書管理規則（平成十一年東京都教育委員会規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「余白」を「余白等」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規程（交）

●交通局規程第四十号

東京都地下高速電車タッチ決済乗車取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年五月十二日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都地下高速電車タッチ決済乗車取扱規程

の一部を改正する規程

東京都地下高速電車タッチ決済乗車取扱規程（令和六年交通局規程第五十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「VISA」の下に「Mastercard」を加える。

附則

5	令和7年5月12日（月曜日）	東京都公報	(第18301号)

この規程は、令和七年五月十三日から施行する。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和七年五月十二日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は
名称
氏名
代表者の
主たる事務所又は
事業所の所在地
取消年月日

株式会社
北村商店
北村 國男
台東区寿二丁目九
番九号
令和七年三月
三十一日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

